浦和駅東口前地通り商店街（弁護士 牧野 丘）

弁護士 牧野 丘

浦和駅東口から徒歩5分くらいの所に、前地通り商店街という通りがあります。住宅街の中にあるこの路地は、軽自動車1台でいっぱいな細道です。私が生まれ育ったのはこのすぐ近所で、ここにはお肉屋さん、金物屋、郵便局、かき氷屋さん、八百屋、駄菓子屋に風呂桶屋・・・ちょっと路地に入るとかよっていた銭湯がありました。夕方になると母に言われて籐の買い物かごを持ち、お店を回ってお使いに行かされるのが日課でした。どの店のおばちゃんも顔見知り。郵便局のドアを開けるとインクの臭いがプンと来て、幼い鼻をひんまげていました。最近は飲食店などができていますが、今でも「昭和」を感じさせてくれるほっこりする道です。

今思えばあの頃は、その日に必要な物だけを買いにでかけていました。スーパーで買いだめなど思いもよらない。私たちの生活はそれで十分に足りていたのだな、と思います。それに比べ大量生産と大量消費によって動いている今の世の中は、結局、余った物を捨てることによって成り立っているのではないか、と。脱原発を語ると生活を切り下げられるのか、それで日本の経済は成り立つのか、と感情的な反論が来ますが、余らせない、捨てない生活こそが人間を幸せにする生活なのではないかと。不要な物を生産しないと成り立たない世の中はどこかが間違っている。必要な時に必要な物がすぐ揃う、それで十分に幸せだと思うのです。どこかでスイッチの切り替えが必要なのです。

朝日新聞2011年12月12日夕刊掲載「働く人の法律相談」－職場のＰＣで私用メール許される？－（弁護士 佐渡島 啓）

弁護士 佐渡島 啓

会社に損害与えなければ容認

最近では、社内外の人たちと１日何十通もの電子メールをやりとりするのも珍しくありません。仕事の合間にメールで同僚や友人を飲み会に誘ったり、仕事のグチをこぼしたり、ということも時にはあるでしょう。職場のパソコンで私用メールの交換は、どこまで許されるのでしょうか。

会社が従業員を懲戒処分にする場合には、就業規則などに懲戒になる行為と懲戒の種類が規定されていることや、処分の重さが相当であることが必要です。

多くの会社では、職務に専念する義務や、職場の規律を維持する義務などが従業員の服務規定に定められています。メールの私的使用禁止を明文化していない職場でも、それらの規定に反する恐れがあります。

では、私用メールは一切禁止されるのでしょうか。

過去の判例では「職務遂行の妨げとならず、会社の経済的負担もきわめて軽微な場合、外部からの連絡に適宜対応するため必要かつ合理的な限度の範囲内であれば、私用メールの送受信も基本的に妥当」とされています。つまり、仕事の邪魔にならず、経済的にも会社に迷惑

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]2011[illegible]12[illegible]5[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]▽[illegible]▽[illegible]▽[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法テラスについて（弁護□ 梶山□敏雄）

弁護士□梶山□敏雄

□東北大震災のために、法テラス所長退任から約１ヶ月遅れて４月末に職員ら多数に集まって頂き、大送別会をしてもらいました。

□平成１６年の末に、突然「日本司法支援センター」構想が持ち上がり、当時扶助協会の仕事をしていた関係で、私が設立準備委員長になり、平成１８年４月１０日の法テラス設立と同時に法テラス埼玉地方事務所の初代所長に就任したわけです。

□準備段階から数えると何と約６年半も法テラスに関わっていたことになります。初めの頃は「法テラスって何だ？」と言われたように、全くの手探り状態でスタートしましたが、法律扶助の件数も予想を上回る大幅な増加となり、国選弁護も裁判員裁判の実施を初め質的に大きな変化を遂げ、法テラスの名前も大分知られるようになりました。

□それまで経験のしたことのない組織・業務・人との触れあいが沢山あり、私個人にとっては本当に貴重な体験をさせてもらったと感謝しています。道を歩いていても、顔を良く存じ上げない人から挨拶されることも多くなり、とまどうこともありました。

□かなりの時間とエネルギーをさかれたことも事実であり、依頼者の方々にも、事務所の皆さんにも迷惑をかけました。これを機会に隠居する・・・という訳にもいかないようなので、気分を新たにして本来の弁護士の業務にも、事務所の充実・強化のためにも一層頑張るつもりです。

福島第一原発の事故（弁護□ 髙木□太郎）

弁護士□髙木□太郎

□福島第一原発の事故は、改めて原子力発電の危険性を明らかにし、わが国の原子力安全行政の貧困を露呈しました。安全に対する必要な検討、施策を取らずに国策として原発を推進してきた歴代政権、マスコミを抱き込んで安全神話を振りまいてきた東京電力をはじめとした電力会社、数々の原発訴訟で漫然と原発の安全性を認定してきた裁判官に対して、怒りを禁じ得ません。

□しかし、今、大切なのは、原発事故の早期終結と被災者の救済です。私たちは、埼玉に避難してきた被災者の方々への支援、福島県の南相馬市やいわき市、その他の地域への支援に早くから取り組んできました。被災者のニーズは様々です。きめ細かい対応をするためには、継続的に対応すること、多くのマンパワーが必要です。被災者の人たち、弱い立場の人たちに優しい社会、住みよい社会を作るためにこれからも頑張りたいと思います。

□□□

です。

□私は、この4月から法テラス埼玉地方事務所の民事担当副所長に就きました。資力のあるなしに関わらず、あまねく法律による保護を受けられる社会は、平和で正義が実現される社会のための必要条件のひとつだろうと思います。市民のために税金を使うなら、こういう所にも使われるべきであろう、と考えてきました。以前は、法律扶助協会という言わば民間組織がこれを担ってきましたが、平成19年に廃止され、現在は、この形で事業の拡大が進められています。特に埼玉では、相談件数のみならず、援助件数（弁護士たち法律家が事件として受任し法テラスが助力をした件数）が年々大幅に増大しており、これまでの仕組みとは少々違う地平を切り開きつつあるように見受けられます（その事は別の所でぜひお話ししたい）。

□副所長と言っても非常勤ですから、さほどの権限があるわけではなく、職員の皆さんと弁護士・弁護士会等との間で調整事をこなすのが主な仕事のようですが、職員の皆さんが、「あまねく市民に法的サービスを」という法テラスの理念の実現を胸に（そんな肩肘張ってはいないか・・・）とても高い士気を持っている事を感じています。職員の皆さんの「立ち位置」は、「弁護士と市民の間」というあたりで、必ずしもいつでも従来の弁護士たちの発想と同じではないのですが、私としてはその調整を図りつつ、埼玉の法律のプロの皆さんにそのあたりの理解を深めていただきつつ、よりいっそう法テラスの理念を市民本位・民間本意で深めていくための一助となるのが仕事かな、と考えているところです。しばらくはおとなしくしてるつもりですが。

朝日新聞2008年4月7日夕刊掲載「働く人の法律相談」－年休－（弁護士□佐渡島□啓）

弁護士□佐渡島□啓

私の職場では２週間前までに書類を出さないと年次有給休暇（年休）が取れません。風邪などで急に休むと欠勤扱いされ、皆勤手当を給料から引かれます。忘年会などに出なくても欠勤。疑問を感じます。（福岡県□会社員４０代女性）

□年休は、正社員でも非正社員でも、６カ月間続けて働き、８割以上の出勤率があれば、法で決められた日数を取る権利があります。

□日を指定して会社に伝えれば原則、年休を取得できます。口頭でも、ファクスやメールなど社内の通常のコミュニケーション手段を使っても結構です。書類提出など会社で方法が決まっている場合は、それが不合理でない限り従うべきでしょう。

□いつまでに通知すべきかについては、具体的な法規制はありません。ただ当人が休むと事業の運営に支障をきたすという場合、会社は時季変更権、つまり休暇の日を変えられる権利があり、それを行使すべきか判断する時間が、通知から休暇の日までに必要です。時間の程度は業態により違いますが、ご質問の２週間前までというのは、一般的に長すぎ、無効の可能性が高いでしょう。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

●[illegible]●

[illegible]
[illegible]
[illegible]×[illegible]

[illegible]2009[illegible]12[illegible]7[illegible]/[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]90[illegible]

わせ、労災にあたると認められました。

□今年4月には、厚生労働省が10年ぶりに精神疾患の労災認定基準を見直しました。パワハラに相当する出来事が、古い基準に比べてストレスの度合いが強いとされたのです。前述したほどの厳しいケースでなくとも、労災と認められることは充分にあり得ます。

□また、パワハラを受けた場合には労災だけでなく裁判や交渉で、損害賠償を会社やパワハラをした上司本人に請求することもできます。例えば、達成困難なノルマを上司から課せられ、毎朝の報告で明らかに落ち込んだ様子を見せるまで叱責されたり、社内の業績検討会で「会社を辞めれば済むと思っているかもしれないが、辞めても楽にならない」などと責められたりした場合です。

□ただし、上司らのある程度の厳しい改善指導は、正当な業務の範囲内にあたるとした判例もあります。職場で指摘しづらい場合は、弁護士など専門家に相談してください。

●ここがツボ●

・発言が客観的にみて大きな心理的負荷になれば認定も
・基準見直しで精神疾患が労災と認められやすい方向に
・パワハラをした上司に損害賠償を求めることもできる

裁判員裁判について（弁護□ 谷川□生子）

弁護士□谷川□生子

□今年の２月、初めて裁判員裁判を経験しました。裁判員の反応を様々に思い描きつつ、弁護人の主張を伝えようと模索しましたが、結論としては、弁護人の主張は退けられました。後悔や反省の念とともに、刑事裁判は、人の一生を左右すると改めて感じさせられた事件です。

□裁判員の選任手続に呼び出された人々は、皆緊張の面持ちで、重圧を感じているようでした。確かに、人の一生を左右するようなことに関わりたくない、というのは、一般の人々の素直な気持ちでしょう。しかし、国民が裁判に参加することで、これまで目を向けられなかった「刑事裁判のその後」にライトが当てられるようになるのではないか、と感じています。裁判官、検察官、弁護士でさえも、刑事手続の終了と共に、被告人との関係が切れてしまうことがほとんどであり、特に裁判官は、具体的にその後被告人がどうなるのかを知らずにいることも多かったと思います。

□それに対し、裁判員は、被告人を前に、自分の出した結論により、この人はこの先どうなるのだろう、と考えます。また、考えて欲しいと思い、公判では、刑務所への再入者率、約６割の犯罪が再犯によるものである事実などに関する客観的な資料を用い、刑務所が十分に機能していない実態を示しました。

□私自身、今回初めて知ったことは多く、不勉強を反省しましたし、裁判員裁判が、法曹三者に何らかの意識の変化をもたらすことは間違

いないように思います。